

後期高齢者医療制度の被保険者証の変更や保険料などについて

■8月1日（水）から被保険者証などが変わります

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」（水色）の有効期限は、7月31日（火）です。

8月1日（水）から使用できる新しい被保険者証（黄色）を、簡易書留にて郵送します。

現在の被保険者証は、8月1日（水）以降に処分していただくか、町住民生活課まで返却ください。

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）も、7月31日（火）が有効期限です。

8月1日（水）以降も引き続き該当する人には、被保険者証に同封してお送りします。

■「限度額適用認定証」について

平成30年8月から、3割負担の人で住民税課税所得が

145万円以上690万円未満の人（現役並み所得者ⅠとⅡの人）を対象に、「限度額適用認定証」が交付されます。

医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合（入院される場合など）は町住民生活課で申請し、医療機関に提示してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払額が高額になることがあります。

■平成30年度の保険料額が決まります

平成30年度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により賦課されます。均等割額（47,900円）と所得割額（基礎控除後の所得額の9・26割）を合計した金額で、年額62万円が上限額です。所得の低い人については、保険料の均等割額が軽減される場合があります。

また、後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

7月中旬に、被保険者の皆さんに「平成30年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。1人ひとりの保険料額や、その計算方法、徴収方法等を記載しておりますのでご確認ください。

決定通知書でお知らせした保険料の徴収は、7月から始まりま

ります。徴収方法は個人によって異なりますが、特別徴収（年金からの差し引き）または、普通徴収（納付書での支払い）口座振替）のどちらかです。決定通知書に徴収方法を記載しておりますので、期日までの納付をお願いします。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

（内線105）

■医療費の自己負担限度額（8月からの月額）

負担割合	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事代
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
3割	現役並み所得者Ⅲ（住民税課税所得690万以上の方）	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1割	<4回目以降 140,100円>※1	460円 指定難病患者の方などは260円の場合もあります
	現役並み所得者Ⅱ（住民税課税所得380万以上の方）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1割	<4回目以降 93,000円>※1	
	現役並み所得者Ⅰ（住民税課税所得145万以上の方）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1割	<4回目以降 44,400円>※1	
1割	一般	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 4回目以降44,400円※1	過去12か月で90日までの入院 210円
	区分Ⅱ※2	8,000円	24,600円	過去12か月で91日目からの入院 160円※4
	区分Ⅰ※3	8,000円	15,000円	100円

※1 過去12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。

※2 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）

※3 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除〔（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方〕

※4 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

空き家をお持ちではありませんか？

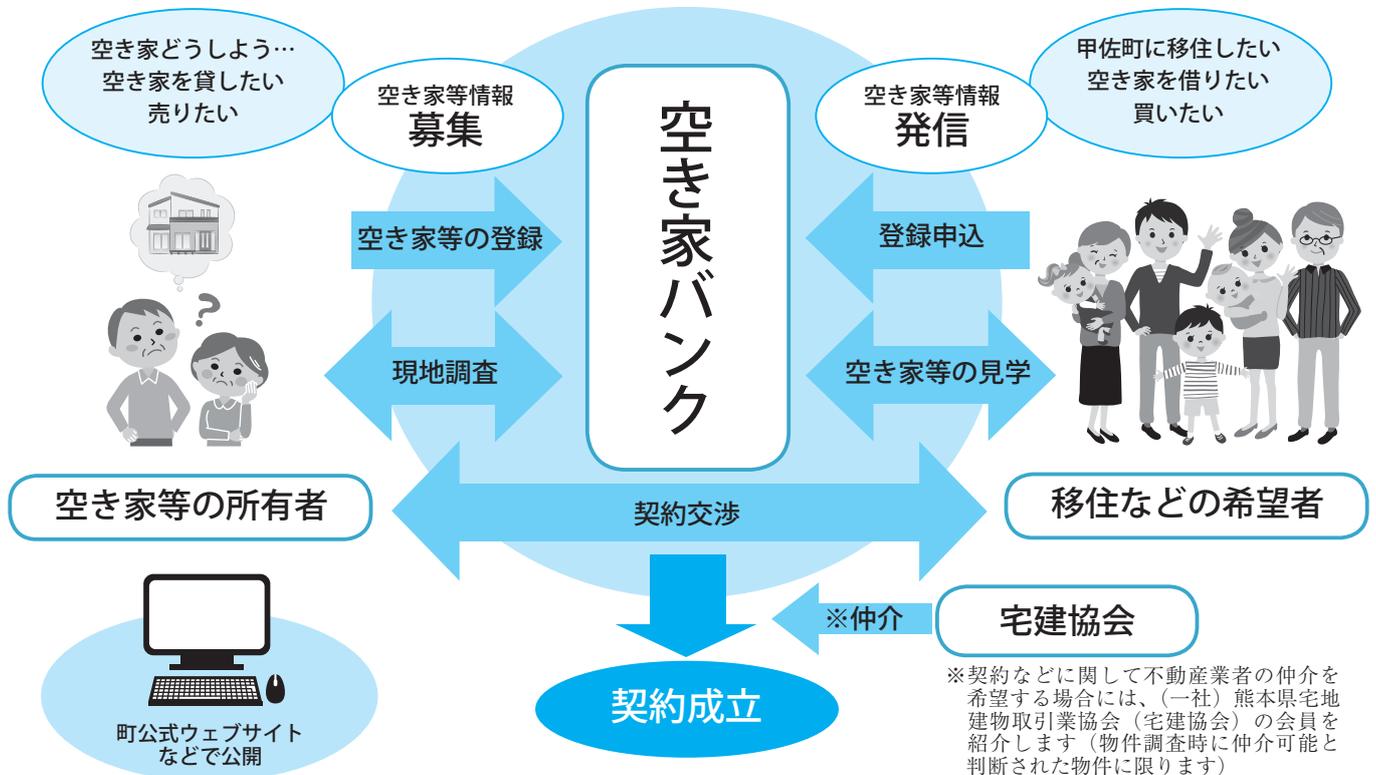
甲佐町空き家バンク

売りたい！
貸したい！

「空き家・空き店舗・空き地（宅地）」をお持ちの皆さん、
空き家バンクに登録しませんか？

町では、平成30年6月に「甲佐町空き家バンク制度」を設置しました。この制度は、町内にある賃貸または売却ができる空き家・空き店舗・併用住宅・空き地（宅地）（以下「空き家等」という）を登録

いただき、その物件を移住希望者などへ情報提供を行います。空き家等の有効活用を通して、移住・定住、交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげていくことを目的とするものです。



※契約などに関して不動産業者の仲介を希望する場合には、(一社)熊本県宅地建物取引業協会(宅建協会)の会員を紹介します(物件調査時に仲介可能と判断された物件に限ります)

空き家等の登録の申請は、町地域振興課にお申し込みください。

▼申請に必要な書類

- ・空き家バンク登録申込書(様式第1号)
- ・空き家バンク登録カード(様式第2号)
- ・位置図・間取り図(様式第3号)
- ・土地および建物の写真
- ・不動産登記事項証明書(全部事項証明)

(家屋および宅地)

※様式は、町公式ウェブサイトからダウンロードが可能です。

登録の申請後、物件の現地調査を行います。調査には所有者などの同行をお願いします。調査の結果をふまえ、空き家バンクに登録した物件は、町公式ウェブサイトなどで公開します。登録された物件の見学希望者の案内などの対応をお願いします。

契約などに関して不動産業者の仲介を希望する場合には、(一社)熊本県宅地建物取引業協会(宅建協会)の会員を紹介します(物件調査時に仲介可能と判断された物件に限ります)。宅建協会会員の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。物件の売買・賃貸借の交渉および契約については、町は関与しません。

▼お問い合わせ先

町地域振興課

☎096・234・1154

(内線234)